

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四條畷市長 東 修平

市町村名 (市町村コード)	四條畷市 (272299)	
地域名 (地域内農業集落名)	上田原 (上田原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 15日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の農地所有者のうち、70歳以上の割合が72.3%を占めている。当地区では60歳代が若手であり、農地利用の中心となる。

稲作が中心であり、畑作は一部に限られる。遊休農地は少ないが、農業者の年齢等の理由により耕作の継続が難しい農地、草刈りだけを行う農地もある。また、農地の貸与により近隣の農業者や親戚・友人等による耕作が行われている農地もある。

地区北東部の平場のエリアにおいては、一定程度の担い手への集積が見られるが、西側の高低差があるエリアにおいては、法面の崩壊や除草等の作業に伴う危険性もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の農業者による稲作中心の兼業での農業をできるだけ継続するとともに、近隣の担い手による耕作を進める。推進にあたっては、上田原で生産する米の価格向上や販路の形成に努める。

また、法人の参入や新規就農者の受け入れを検討する。受け入れにおいては、稲作での耕作継続に加えて、サツマイモなどの土地利用型の畑作品目への転換、イチゴやトマトなど施設園芸での高収益型の農地利用、近隣の非農家による体験農園の新規開設などの新たな経営も含めて検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

取水・排水・接道条件等に配慮した農業上の利用を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針					
貸与売却を進める農地について、四條畷市の農地バンクへの登録を推進する。担い手とのマッチングについては、地区内の担い手、近隣の担い手の他、法人、新規就農者を合わせて受け入れを行う。 農地バンクへの登録を行う農地については、参入者の意向、参入希望形態をふまえた受け入れを行う農地として位置づけるとともに、地区の農業経営にかかるルールについては参入時に十分に情報共有した上での参入受け入れを行う。					
(2)農地中間管理機構の活用方針					
農地中間管理事業(農地バンク)を活用した農地の貸し借りを推進する。 貸与売却を進める農地については、担い手とのマッチングができ次第、できるだけ農地バンクを活用し、地域の担い手および、地域外の担い手への貸付を行う。					
(3)基盤整備事業への取組方針					
平地の集団化可能な農地については、ほ場整備事業の導入を検討し、また必要に応じた施設の長寿命化や部分補修での対応などについての検討を進める。 また、外部からの担い手参入による施設園芸や体験農園の推進のために必要な水路の補修や高低差解消などの部分的な環境整備についても検討を行う。					
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
新たな担い手として、地区外の担い手、法人、新規就農者などの誘致、体験農園やセラピー農園などの活用のための担い手参入を検討する。それにあたり、地区内の空き家・空き地を、住居および担い手の農機具倉庫、駐車場、トイレ、更衣室などへの活用も検討する。					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
地域での取りまとめの上で田植え、防除、稲刈りなどの作業の受委託を行う。農作業繁忙期のシルバー人材センターの活用、地域の非農家による援農の推進、地域内の病院等と連携したセラピー農園など福祉的な利用としての農作業委託などにより、農家の農作業の負担の軽減を図るとともに、非農家への地区での農作業の技術継承を進める。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等	
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他	
【選択した上記の取組方針】					
④畑地化作物の栽培による兼業稲作経営からの経営転換、参入者の誘致を検討する。 ⑤果樹栽培への経営転換、参入者の誘致を検討する。 ⑩圃場整備による農作業効率化により、新規参入者を誘致しやすい営農環境を確保する。 農作業軽減策として、水稻直播栽培、疎植栽培、のり面除草機械の共同購入などの検討					